

## 令和5年第8回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日 時 場 所

令和5年8月7日（月）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

### 2. 委員の現在数

10名

### 3. 出 席 委 員

1番 正 木 善 昭

2番 大 井 栄 一

3番 中 野 栄

4番 三 須 清 一

5番 宮久保 勝

6番 森 茂

7番 川 村 泉 治

8番 根 本 博

9番 大 炊 三 枝 子

10番 田 口 忠

### 4. 出席事務局職員

局 長 柏 木 幸 昌

農地係長 遠 藤 幸 廣

主 任 片 桐 圭 悟

主 査 富 塚 隆 則

### 5. 出席市職員

環境経済部次長 大 井 一 郎

農政課主任主事 中 野 直 輝

## 6. 会議に付した議案等

### 審議事項

- 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農用地利用集積計画（案）について
- 議案第 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第 4 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について
- 議案第 5 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）について

### 報告事項

- 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について

**三須清一会長** ただ今から令和5年第8回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。本日は、委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により、会議は成立しております。

はじめに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

7番 川村 泉治委員

8番 根本 博委員

よろしく申し上げます。

次に本日の書記には、事務局職員の片桐主任を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第5号までの合計5議案についてです。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」3件、議案第2号「農用地利用集積計画（案）について」新規2件、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」1件、議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」1件、議案第5号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**三須清一会長** 以上で、議案についての説明は終わりました。

これより、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」

下記の通り申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和5年8月7日、我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をいたします。

議案資料の1ページからとなります。

整理番号1番から整理番号3番までは同一事業のため、一括して説明いたします。

申請地は、〇〇字〇〇地先の畑5筆、〇〇〇字〇〇〇地先の畑1筆、合計面積は7,035平方メートルの所有権移転するものです。

病院の建設になります。

所在地は〇〇〇〇〇〇から東側約50mに位置しています。

位置図は、議案資料の7ページをご覧ください。

事業計画書では、譲受人の医療法人社団太公会我孫子東邦病院の現在の建物は、築40年を経過し老朽化が進んでおり、現行基準での改修は難しい状況となっていることから、譲受人が農地を取得し、所有権を移転をするものです。

病院の病床数は100床、平面駐車場を180台、駐輪場48台を計画しています。

上水は市道内の既設水道管から引き込み、下水は南側市道内に新設污水管約300mを設置し、東南にある既設污水管に接続します。

雨水については、開発行為による雨水抑制施設を設置し、オーバーフローのみ、雨水管に接続します。

土地代金は〇円（坪約〇円）で、建設工事費は約〇円、その他〇円で、資金については、自己資金、補助金及び借入金で対応するものとして、残高証明書及び融資相談票などで確認しています。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**大炊三枝子調査会長** 議案第1号について、調査結果を報告します。

第2調査会で譲受人、譲渡人及び代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

申請地の隣接地に農地はありませんが、近隣の農地に影響がないことを確認しました。

当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障ない旨、確認されたことから、第2調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより、第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に議案第2号「農用地利用集積計画（案）について」審議します。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」

下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律「令和4年法律第56号」による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から、農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和5年8月7日、我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をします。議案資料は39ページからとなります。

農用地利用集積計画（案）の申請件数は、新規2件です。

「整理番号1番」賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は2,557平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、〇〇〇〇〇〇の農業者で、権利を設定するものは〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は全面積で〇円です。

「整理番号2番」使用貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は3,216平方メートルです。

権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇の農業者で、権利を設定するものは〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は無償です。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて大炊第2調査会長から議案第2号の調査結果についての報告をお願いします。

**大炊三枝子調査会長** 「整理番号1番」の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約3.42ヘクタールで、農業従事日数は本人が年間330日、妻が270日です。

トラクター、農家用軽貨物、管理機等を揃えています。

「整理番号2番」の権利の設定を受ける者の経営面積は借受地のみ約0.71ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間320日、妻も320日です。

耕運機、トラクターを揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律「令和5年法律第56号」による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。以上です。

**三須清一会長** これより議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号については原案どおり決定することとしました。

次に、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」審議します。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の4ページをお開きください。

議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、下記のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者証明願があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和5年8月7日、我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をいたします。

議案資料は41ページからとなります。

当該案件は、相続人が相続税の納税猶予の特例適用を受けるために、当該農地等を所有していた被相続人が、当該農地等につき、その死亡の日まで農業を営んでいた個人に該当するものであること、また、その相続人が相続税の申告期限までに、当該農地について農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行うと認められるものであることの証明を行うものです。

このことから、現地の状況を確認しました。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**大炊三枝子調査会長** 議案第3号について、調査結果を報告します。

第2調査会で申請人立会いの下、現地調査を行いました。

申請地は、〇〇字〇〇地先の地目畑3筆、〇〇字〇〇〇地先の地目畑4筆、合計面積は3,532.31平方メートルを相続により継承するものです。

被相続人、相続人はともに〇〇の農業者です。

相続人の農業従事日数は、本人が年間300日、妻が200日、子が50日、姉が150日、弟が50日です。トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

また、申請地を確認したところ、農地を適正に耕作されており、今後も耕作する意思があることを確認できました。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では全員一致をもって証明相当との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第3号に対する質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、議案第3号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」採決します。証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号は、原案どおり証明することにいたします。

次に、議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について審議します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の6ページをお開きください。

議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」下記のとおり、申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和5年8月7日、我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をします。

議案資料は47ページからとなります。

申出人が令和4年10月22日に相続により引き継いだ農地です。

生産緑地の指定を受けた農地の主たる農業従事者が死亡したことから、市に生産緑地の買取申し出を行うため、農業の主たる従事者であることの証明を求めるものです。

買取申し出を行う生産緑地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑3筆、合計面積は4,174平方メートルです。〇〇〇〇〇〇〇の東南側約150mに位置しています。

位置図は、議案資料の48ページをご覧ください。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**大炊三枝子調査会長** 議案第4号について、調査結果を報告します。

申出人、代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

申出人が令和4年10月22日に相続により引き継いだ農地です。

現地は畑として管理されています。

生産緑地の指定を受けた農地の主たる農業従事者が死亡したことから、市に生産緑地の買取申出を行うため、農業の主たる従事者であることの証明を求めるものです。

なお農業委員からの聞き取りにより、買取申出事由が生じた者は、農業の主たる従事者として当該農地を管理していたとのことです。

以上をもとに、第2調査会では、農業の主たる従事者が以前から農地を適正に管理していたと判断し、全員一致で農業の主たる従事者について証明相当と判断しました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第4号に対する質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」採決します。証明することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号については原案どおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第5号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）について」について審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の7ページをお開きください。

議案第5号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）について」この会の意見を求めます。

提出日、令和5年8月7日、我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明については、農政課より説明いたします。

**中野直輝農政課主任主事** それでは、農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の変更について、農政課の中野よりご説明をさせていただきます。

まず初めに、今回変更を行う基本的な構想は、農業経営基盤強化促進法に基づき、おおむね10年先を見据えた我孫子市の農業のあり方等について総合的に定めた計画となります。

地域において育成すべき農業経営の規模や生産方式等の指標や農業を担う方の確保および育成に関するサポート体制、農用地の効率的な利用を目的とした集積等について、目標および実現するために取るべき施策等を示すものです。

今回変更の経緯といたしましては、この度、国は新規就農者の育成、定着対策や農用地の利用集積の強化対策等を拡充させるため、令和5年4月1日付にて農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律を施行し、同日付で農業経営基盤強化促進法を改正いたしました。

これに伴い、令和5年6月9日付にて、千葉県が県基本方針の変更を行ったことから、我孫子市における基本的な構想についても、10月1日付にて変更および公告、縦覧を行うものとなります。

これは農業経営基盤強化促進法第6条第3項において、市の定める基本的な構想は、県の定める基本方針に即したものでなければならないと規定されていることによるものです。

それでは、変更点の概要についてご説明をさせていただきます。

まず、追加点といたしましては、大きく分けて3点あります。

1点目が、農業を担う者の確保および育成に関する事項、2点目が、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項、3点目が地域計画に関する事項となります。

まず、1点目目、農業を担う者の確保および育成に関する事項では、農業を担う者の確保および育成として、関係機関と連携し、就農相談や情報提供などの支援を行うこと、また、我孫子市が主体的に行う取組として支援体制の構築に努めることを明記しました。

また、関係機関との連携、情報共有を行い、円滑な就農および事業継承を支援することとします。

次に2点目、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項につきましては、地域計画等の施策を実施し、農地の集積および集約、団地化を図ることを記載しました。

続きまして3点目、地域計画に関する事項について、協議の場の設置方法や策定区域の基準等について定め、策定後も毎年進捗管理を行うことといたしました。

続きまして削除項目といたしましては2点ございます。

1点目が、利用権設定等促進事業に関する事項が、地域計画に位置づけられた担い手等へ利用権設定を行うこととなったため削除となり、2点目として、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業に関する事項および農地利用集積円滑化事業に関する事項が中間管理事業へ統合されたことにより削除となっております。

また、基本的な構想全体につきまして、文言や数値の時点修正を行っております。

以上で変更点の説明を終わります。

**三須清一会長** これより議案第5号に対する質疑に入ります。

ただいまの農政課の説明に対して何かご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

議案第5号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）について」意見なしと回答することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第5号は意見なしと回答することに決定しました。

続いて報告事項に移ります。

事務局報告をお願いします。

**事務局** それでは報告いたします。

報告は、第1号から3号までの3件です。

報告第1号は、「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で3件受理しました。

届出事由は、集合住宅、住宅、宅地です。

報告第2号は、「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、5件受理しました。

届出事由は住宅が3件、宅地が2件です。

報告第3号は、「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、1件受理しました。届出事由は相続です。

以上です。

**三須清一会長** 報告第1号から3号について、何かご意見がありましたら、挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これもちまして、令和5年第8回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。